

業務仕様書

1 業務名

北海道さっぽろ観光案内所移転リニューアルに係る機能強化検討支援業務

2 業務の目的

北海道と札幌市が共同で設置・運営している北海道さっぽろ観光案内所（以下「案内所」という。）では、現在実施中のJR札幌駅の改修工事や都心部の再開発等による周辺環境の変化、及びAIをはじめとするデジタル技術の進展等に伴う観光客のニーズの変化などを踏まえ、時代や環境の変化に即し、将来的にも観光客から求められ続ける案内体制を構築するための移転リニューアルを予定している。

本業務は、案内所の移転リニューアルに向けて、将来のサービス機能の定義や必要な備品・提供コンテンツの具体化、並びに整備・運営計画の立案等について、専門的知見に基づき検討及び助言を行うことで、委託者を技術的に支援することを目的とする。

3 対象施設

(1) 現状

札幌市北区北6条西4丁目 JR札幌駅西コンコース
北海道さっぽろ「食と観光」情報館内

(2) 移転先

札幌市北区北6条西4丁目 JR札幌駅東コンコース

4 業務期間

契約締結日から令和9年（2027年）2月26日まで

5 業務内容

(1) 要件およびサービス機能定義

ア 与件の整理・業務計画の策定支援

委託者及び案内所の運営者である『北海道さっぽろ「食と観光」情報館運営協議会』（事務局：一般社団法人札幌観光協会）が行う移転リニューアル後の案内所の業務計画の策定に向けた与件を整理するとともに、策定を支援し、取りまとめること。

イ サービス・機能の検討

上記アの計画を踏まえた移転リニューアル後の案内所のコンセプト案を提示するとともに、そのために必要な機能及びサービス・情報提供の内容を具体的な案として提示すること。提示に当たっては、後述のウを踏まえた検討、及びゾーニングの確認を行うこと。

ウ 国内外の観光案内所等の先進的な事例の調査

当観光案内所に類似する、もしくは検討する機能を有する観光案内所の机上調査（10件程度）を行うこと。

(2) 整備内容の具体化

ア 必要備品一覧の作成

上記(1)を踏まえた必要備品一覧（機能・要件）の作成、優先順位づけ、レイアウトへの影響の確認を行うこと。

イ 提供コンテンツ・体制の検討

上記(1)の機能におけるソフトコンテンツ、提供に必要なシステムの要件整理、運営に必要な人員体制案の提示を行うこと。

(3) 整備・運営計画の立案

ア 整備費用の試算

上記(2)アの必要備品一覧に基づく、移転リニューアル工事後に購入・設置する備品の費用の積算を行うこと。

イ 運営費用の試算

運営に関わる人件費・恒常的なシステム運用費・コンテンツ制作費・維持管理費等の概算費用の算出を行うこと。

なお、上記アも含めた費用の試算については、後述の成果物の提出期限に関わらず、令和8年9月30日までに一定の概算額を算出すること。

ウ 開業まで及び安定稼働に向けたスケジュール作成

開業準備及び開業から安定稼働までのスケジュールの作成を行うこと。

(4) 報告書の作成

上記(1)~(3)の結果を取りまとめ、今後の発注資料等となる報告書を作成し、委託者に提出すること。なお、報告書等の作成にあたっては、事前に委託者と協議を行うこと。

6 成果物

本業務の成果物として、上記4で定める業務期間の最終日までに、上記5(4)のとおり報告書を提出すること。

報告書は、電子データ及び紙媒体（A4判製本：1部）で提出すること。電子データの形式についてはPDF形式を基本とするが、図面については別途協議のうえ委託者が求める形式でも提出すること。

7 著作権

(1) 受託者は、委託者に対し成果物（以下「本著作権物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。

- (2) 受託者は、成果物に関する著作権者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作権者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

8 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。また、委託者と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。必要に応じ、業務執行ごとにその案を提出し、指示を受けた後業務を進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、または本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。
- (3) 本業務の履行に伴い受託者が提供した資料や、打合せ・計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、委託者の許可なく第三者に提供してはならない。
- (4) 業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (5) 成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。